

建築物等の解体等における石綿使用の事前の調査 及び調査結果の掲示のお願い

工事施工業者及び工事発注者の皆さまへ

解体等の作業を行う場合は、工事関係者はもとより、現場の周辺住民の不安の解消の観点からも石綿使用の事前調査を実施し、事前調査の結果を掲示することが義務づけられています。

事前調査

事前調査をせず、その結果、適切な対策をしないで解体等の作業を行った場合、甚大なアスベスト被害の発生が懸念されます。

石綿障害予防規則

■建築物、工作物、鋼製の船舶の解体等作業を行うに当たっては、事前に当該建築物等に石綿が使用されているか調査しなければなりません。

大気汚染防止法

■解体等工事の工事施工業者は、石綿使用の有無について事前に調査しなければなりません。また、調査結果を工事発注者に書面で説明しなければなりません。

建設リサイクル法

■分別解体に係る施工方法に関する基準として、事前に、特定建設資材に付着した吹付け石綿等の有無を調査しなければなりません。

・コンクリート
・コンクリート及び鉄から成る建設資材
・木材
・アスファルト・コンクリート

結果掲示

石綿障害予防規則

■工事施工業者は、建築物又は工作物の解体等を行う作業場には、次の事項を掲示しなければなりません。

- 1 石綿等の有無の調査を終了した年月日
- 2 石綿等の有無の調査の方法及び結果の概要

掲示の例は裏面を参照願います。

大気汚染防止法

■解体等工事の工事施工業者は、解体等工事の場所に、次の事項を掲示しなければなりません。

- 1 調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者
- 2 調査を終了した年月日
- 3 調査の方法
- 4 調査結果(石綿等の種類)



【問合せ先】

- 石綿障害予防規則関係
新潟労働局労働基準部健康安全課 025-288-3505
各労働基準監督署
- 建設リサイクル法関係
新潟県土木部技術管理課 025-280-5391
各県地域整備部、新潟市、長岡市、
上越市、新発田市、三条市、柏崎市
- 大気汚染防止法関係
新潟県県民生活・環境部環境対策課 025-280-5155
各県健康福祉環境部環境センター
新潟市環境部環境対策課 025-226-1367

新潟県アスベスト対策技術連絡会議
(事務局:新潟県県民生活・環境部環境対策課)

掲 示 の 例

■事前調査の結果の掲示については、工事関係者のみならず
周辺住民にも見やすい場所に掲示するよう通知されています。

調査分析した結果、石綿が含有していなくとも表示は必要です。

「石綿障害予防規則及び石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程の改正について」

(平成21年2月18日付け厚生労働省労働基準局長通知)

「大気汚染防止法第18条の17第4項」

事前調査の結果

調査終了 平成〇年〇月〇日

石綿障害予防規則第3条第3項の規定による掲示

大気汚染防止法第18条の17第4項の規定による掲示

結果概要	この建物には石綿含有建材が <input checked="" type="checkbox"/> ありました <input checked="" type="checkbox"/> あると見なします <input type="checkbox"/> ありませんでした 石綿含有建材 例)水道用石綿セメント管(青石綿8%含有)、軒天井・外壁スレート材		
調査方法	<input type="checkbox"/> 設計図書等により確認(主な書類の名称:) <input checked="" type="checkbox"/> 現場での目視確認等 <input checked="" type="checkbox"/> 石綿が吹き付けられていないことの確認 (第3条第2項のただし書きの場合) <input checked="" type="checkbox"/> 分析での確認(・JIS法での定性分析・JIS法での定量分析・その他)		
調査者	新潟県〇〇市〇〇〇番〇号 元請建設(株) 代表取締役□□	調査者より依頼した 分析機関	(有)■測定センター

※※別途作成している場合等は、必ずしもこれによる必要はありません※※

